

火災により被害を受けた市民の方への各種支援制度

火災で被害を受けた方は下記の救済・支援制度を受けられる場合があります。それらの一部を案内しておりますので、ご参照ください。

なお、被害状況により対象とならない場合がありますので、来庁前に必ず担当課までご連絡ください。

り災の証明について

(令和6年4月現在)

支援制度	制度概要	申請方法	担当課	電話番号
り災証明書の発行	火災による被災者から提出されたり災申告書の内容をもとに調査をし、り災証明書を発行する。	り災申告書により申告後、り災証明申請書を提出	消防本部予防課	420-2125

支給、援助について

支援制度	制度概要	申請方法	担当課	電話番号
災害見舞金の支給	火災の被害状況に応じて災害見舞金を被災者に支給する。	災害見舞金申請書及びり災証明書を提出	生活支援課	441-1800 内線240
赤十字支援物資の支給	全焼、半焼の被災者に布団、毛布、緊急物資を支給する。	支援が必要だと市が判断した場合に支給	福祉保健センター 地域福祉政策担当	424-9564 (直通)
就学援助制度	戸田市立小・中学校に就学する児童生徒に係る、学用品費や給食費などの一部を援助する。	就学援助申請書類及びり災証明書の写しを提出	学務課	441-1800 内線303
戸田市火災共済	火災共済の加入者が居住している自宅が火災に遭った場合、火災被害の状況に応じて見舞金を支給する。	見舞金請求書、口座振込払依頼書、共済加入者証、り災証明書及び被害状況がわかる写真を提出	くらし安心課	441-1800 内線262

各種料金等の減免、徴収猶予について

支援制度	制度概要	申請方法	担当課	電話番号
一般廃棄物の処理手数料の免除	粗大ごみ、家電、パソコン等の処理手数料の免除を行う。 (業者に運搬を依頼する場合は、許可業者に限る)	り災証明書の写し等を提出	環境課	441-1800 内線390
市税の減免	火災の被害状況により要件が認められる場合、市税の減免を行う。	減免申請書、り災証明書等を提出	市民税課 固定資産税課	441-1800 内線220 内線219
市税、国民健康保険税の猶予制度	災害等により、市税を納期までに納付できないと認められる場合、納付困難な金額を限度として申請により猶予する。	徴収猶予申請書、猶予該当事実を証明する書類等を提出	収納推進課	441-1800 内線643
市税、国民健康保険税の延滞金の減免	納税が困難と認められる場合、火災の被害状況に応じて延滞金の減免を行う。	延滞金減免申請書、減免該当事実を証明する書類等を提出		
介護保険料の徴収猶予、減免	火災の被害状況に応じて介護保険料の徴収猶予、減免を行う。	介護保険料徴収猶予・減免申請書、り災証明書の写し及び損害状況の分かる写真を提出	健康長寿課	441-1800 内線457

支援制度	制度概要	申請方法	担当課	電話番号
国民健康保険税の減免	住宅の損壊部分が延べ床面積の20%以上に達した損壊を受けたときに国民健康保険税の減免を行う。	減免申請書、り災証明書の写し及び損害状況の分かる写真を提出	保険年金課	441-1800 内線247
国民年金保険料の免除	被保険者の所有する住宅、家財その他の財産につき、被害金額がその価格の概ね2分の1以上の損害を受けたときに日本年金機構が国民年金保険料の免除を判定する。	国民年金保険料免除・納付猶予申請書及び国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届を提出		441-1800 内線214
年金受給者の支給停止の解除	被害金額がその価格の概ね2分の1以上の損害を受けたときに所得制限によって支給が停止される年金の支給停止解除の判定を日本年金機構が行う。	対象となる年金に応じて国民年金・障害基礎年金・遺族基礎年金被災状況届、老齢福祉年金被災状況届、特別障害給付金被災状況届を提出		441-1800 内線277
後期高齢者医療保険料の減免	住宅の損壊部分が延べ床面積の20%以上に達した損壊を受けたときに後期高齢者医療広域連合が後期高齢者医療保険料の減免の判定を行う。	減免申請書、り災証明書の写し及び損害状況の分かる写真を提出		441-1800 内線212
保険医療機関に対する支払いの一部負担金の徴収猶予、減免	火災の被害状況に応じて医療機関に係る一部負担金の支払いについて、審査基準に基づき、徴収猶予・減免を行う。	国民健康保険一部負担金免除・徴収猶予申請書及び審査に要する証明書類を提出		
建築確認等の手数料の免除	災害により、滅失及び毀損したため1年以内に建築する建築物について、建築確認等の申請手数料の免除を行う。	建築確認申請書等及びり災証明書を提出	建築住宅課	441-1800 内線383
特定教育、保育施設等利用者負担額（保育料）の減免	災害等により納付が困難と認められた場合、保育料の減免を行う。	保育料減免申請書及びり災証明書を提出	保育幼稚園課	441-1800 内線233
学童保育料の減免	災害等により納付が困難と認められた場合、学童保育料の減免を行う。	学童保育料減額・免除申請書及びり災証明書を提出	児童青少年課	441-1800 内線455
奨学資金の返還猶予、返還免除	火災等により奨学資金の返還が困難になった場合、一定期間返還を猶予・免除を行う。	奨学資金返還猶予願または奨学資金返還免除願及びり災証明書を提出	教育総務課	441-1800 内線305
入学準備金の返済猶予、返済免除	火災等により入学準備金の返済が困難になった場合、一定期間返済を猶予・免除を行う。	入学準備金貸付金返済猶予・免除申請書及びり災証明書を提出		

その他

支援制度	制度概要	申請方法	担当課	電話番号
福祉総合相談窓口での相談	相談者の状況に応じた関係機関等へのつなぎの実施。	電話予約後来庁	生活支援課	446-7838
市営住宅の一時使用	火災等の災害により住宅に困窮している市民に対し、市営住宅に適当な空室があったとき、公募によらず一時使用を承認する。	市営住宅一時使用承認申請書、住民票（単身者は戸籍謄本）及びり災証明書を提出	建築住宅課	441-1800 内線334
生活福祉資金貸付	火災により失った家財道具の購入や住宅（持家に限る）の修理のための費用、転居費用を貸付する。	被災証明書又はり災証明書等の必要書類を提出	戸田市社会福祉協議会	442-0309
生活福祉資金貸付（緊急小口資金）	火災により資産を失ったことにより、一時的に生計の維持が困難となった場合に、生活費を貸付する。	被災証明書又はり災証明書等の必要書類を提出		